

はじめに

川崎市が平成13（2001）年4月に全国に先駆けて、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから、本年度14年となりました。

市の人口は現在146万人と年々増加傾向にあり、そのうち18歳未満の人口は約22万5千人と、人口の15%を占めています。これらの子どもたちが、家庭や学校、地域で安心して生活し、自分らしく生き生きと心豊かに過ごし、すこやかに成長していくために、「川崎市子どもの権利に関する条例」の果たす役割は大切なものと考えております。

これまで、この条例に基づいて、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「子どもの権利に関する行動計画」を3か年の計画期間で策定し、平成26（2014）年から第4次計画を進めているところです。また、平成25（2013）年10月には第5期川崎市子どもの権利委員会に「子どもの成長に応じた育ちの支援について」諮問し、調査審議をすすめていただいております。

この「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子ども施策の検証及び市の子ども施策を進めるうえで、川崎の子どもの実態と子どもの権利についての考え方を知るために実施したものです。この調査の結果を生かして、これからも川崎市が子どもの笑顔があふれるまちとなりますよう、努めてまいります。

最後になりましたが、郵送によるアンケートにお答えいただいた子どもたちや市民の皆様、学校や施設の職員の皆様、また、ヒアリング調査に御協力いただいた子どもたちや関係機関の皆様に心より感謝いたします。

平成27（2015）年3月

川崎市長 福田 紀彦

川崎市子どもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）は、川崎市子どもの権利条例に基づいて設置され、子どもの権利の視点から、子どもに関する市の施策を検証する第三者機関です。第5期を迎える今期の委員会は、平成26（2014）年に、市長から、「子どもの成長に応じた育ちの支援」をテーマとして諮問がなされ、子どもが生を受けてから、おとなになっていくまでの各ステージでの川崎市の子ども施策について検証を行っています。

検証にあたっては、川崎市の子どもの権利に関する現状を踏まえる必要があることから、委員会は市と共同で、子ども、おとな、職員を対象としたアンケートなどの調査を実施しました。このような調査は5度目となりますが、今回の調査では、①子どもの権利の実態に関する継続的なデータを得るとともに、②子どもの権利実態からみえる子どもの成長段階での課題をあきらかにすることに留意しました。

アンケートから得られたデータ・自由記述の分析にあたっては、①子ども・おとな・職員との意識の差に留意しつつ、過去4回のデータと比較をしながら経年的な変化を把握することに努めました。その際、子どもの権利状況と関係の深いことがわかってきている自己肯定感との関係も重視しました。また、②多様なクロス集計をすることにより、これまで気がつかなかった課題を見つけることに努めました。さらに、今期の諮問を意識して、③おとなになったばかりの若者層の抱える課題を明らかにするために、これまでの調査では、おとなとして一括して扱ってきた10代、20代のおとな世代について焦点を当てて分析を試みました。そして、④アンケート調査では必ずしも把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちについて、これまでの調査と同様、ヒアリング調査も行いました。

委員会は、「子どもの成長に応じた育ちの支援」に関する諮問を審議するに際して、子どもとして生まれてくる人の始まりの段階と、おとなに向けた子どもの出口の課題をとりわけ重視しています。それは、始まりの点でいえば、年少の子どもの虐待による死亡事例が指摘されていること、そして、出口の点でいえば、子どもの閉塞感がおとなへの段階の問題と深く関わり、若者の問題が青年期までの子どもの問題に集約されているからに他なりません。

子どもの権利委員会では、この調査結果を今後の検証に活かしていきますが、この報告書が子どもに関わる取組、施設の運営、市民の活動等に幅広く活用されることも希望しています。最後になりましたが、この調査に御協力いただいた子どもをはじめとした市民および職員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27（2015）年3月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司